

◎税額控除（調整控除）

- 合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に該当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合には5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に該当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類	金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円
	同居特別	22万円		特別配偶者控除者	38万円超 40万円未満	5万円
寡婦控除	一般	1万円	特別配偶者控除者	40万円以上 45万円未満	3万円	2万円
	特別	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人
寡夫控除	1万円	特定		18万円	同居 老親等	13万円
勤労学生控除		1万円				

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
町民税	3/5	県民税	2/5

◎税額控除（寄付金税額控除）

- 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）
- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 - 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
 - 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎配当控除

配当控除額＝配当所得×控除率

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券 投資信託以外	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

↓

所得割額

◎配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

+

町民税均等割額……3,500円 県民税均等割額……1,500円

↓

町民税・県民税年税額

↓

控除不足額

↓

町民税・県民税納付額